

市民活動 支援室だより

みんなでつくろう！
素敵なまち“敦賀”



最終回

行事案内

NPO 法人主催 定例教室

どれも気軽に参加できますので、ぜひ体験してみてください。

★ 場所はいずれも男女共同参画センター

骨の体操教室

- ◆日時 毎週火曜日 10:30～11:30
- ◆主催 (特活) ジェリービーンズ
- ◆参加費 1回 500円
- ◆持ち物 バスタオル

ぱ そこん広場いつでも道場

- ◆日時 毎週水曜日 9:00～12:00
13:00～17:00
- ◆主催 (特活) そうほうセンターさん
- ◆参加費 1回 1,000円

楽しい家づくり教室

- ◆日時 毎月第3土曜日 13:30～15:00
- ◆主催 (特活) 日本住宅基礎工事業協会
- ◆参加費 1回 500円

12回シリーズを終えて

12回シリーズでお伝えした支援室だより。市内で活動するさまざまなNPO法人や市民活動団体を紹介してきました。

敦賀にはまだまだたくさんの団体があり、どの団体も敦賀のまちをよくしたい、市民を元気にしたいと思い、一生懸命活動しています。市民活動支援室では、これからいろいろな団体を紹介したり、団体同士が意見交換できる機会を作ったりして、皆さんを応援していきます。

NPO法人や市民活動団体を立ち上げたい人、現在の活動を広めたい人、市民活動に興味のある人は、いつでもお気軽に支援室へお越しください。また、支援室のある男女共同参画センターには、打ち合わせ等ができる交流サロンもありますので、ぜひご利用ください。

団体紹介

(特活) 発達支援センター 敦賀すくすく療育会

● 活動内容

- 軽度の発達障害がある子どもの自立と社会参加を支援
- ・すくすく療育塾での活動
- ・すくすくまつり (バザーなど)
- ・宿泊学習、体験学習 などを行う

● 活動場所

すくすく療育塾 (三島2) など

● 連絡先

☎23-8701



年1回開催される「すくすくまつり」

指導担当の **堅田久美子さん** にお話をお聞きました！

Q 活動を始めたきっかけは？

地域で教育相談を担当していた頃、発達障害の子を持つ保護者から、度々相談を受けました。内容は、集団行動ができない、対人関係がとれない、近くに支援を求める場所がないなどで、保護者はとても悩んでいました。そこで、平成11年に、発達障害の子を対象にしたスポーツ教室を始め、その後、現在のすくすく療育塾を開きました。



Q 活動の魅力は？

子どもたちは、自分ができるようになったことには、真剣に取り組めます。包丁が持てるようになったり、順番が守れるようになったりするのを見るのは、とてもうれしいことです。

私たちは、将来、彼らが周りの人たちと力を合わせて、それぞれの生活を楽しめるよう願っています。療育塾の活動は、それに近づくためのささやかな一歩ですが、子どもたちは着実に前に向かって進んでいます。

Q 今後の目標は？

彼らをいつでも受け入れられる場所として、すくすく療育塾をずっと残していきたいです。後継者不足が悩みですが、私たちと同じ目標を持った方がいつか引き継いでくれることを願っています。

問合せ 市民活動支援室 ☎23-5490



コンビニエンス
24時間いつでもOK。とっても便利！



市税がコンビニで 納付できます

4月1日から、全国のコンビニエンスストアで市税が納付できます。手数料はかかりませんので、ぜひご利用ください。なお、金融機関での窓口納付や口座振替も今まで通りできますので、ご都合のよい方法をお選びください。



納付書【見本】

コンビニで納付できるものは
バーコードが印字されています。



コンビニで納められる市税

【いずれも平成21年度賦課分から】

- ▶ 固定資産税 [4月上旬にお届けする分から]
- ▶ 軽自動車税 [5月上旬にお届けする分から]
- ▶ 市県民税 (普通徴収分)
[6月上旬にお届けする分から]
- ▶ 国民健康保険税 [7月上旬にお届けする分から]

※ 平成20年度以前に賦課された税金について納め忘れがあり、平成21年4月1日以降に再発行した納付書についても、コンビニで納付できます。

必ず確認してください

■ コンビニ納付で注意すること

納付書は従来、各納期分をまとめて綴じてありましたが、コンビニ収納の開始により、1枚ごと (綴じられていない状態) の単票になります。

納付の際は、納付書に記載されている納期と納期限をよくお確かめの上、コンビニへお持ちください。

■ こんな場合はコンビニで納められません

- ① 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ② 金額を訂正したもの
- ③ バーコードの印字がないもの
- ④ 破損・汚損などによりバーコードを読み取れないもの



取り扱いコンビニ店舗

市内のコンビニ

- サークルK ●セブン-イレブン
- ファミリーマート ●ミニストップ
- ローソン

その他

イーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サンクス、スパーク北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア

敦賀湾クルーズ

4月29日
(水・祝)

出航 12:00~
(クルージング3時間程度)

昨年好評だった敦賀湾クルーズを今年も開催します。春の思い出に17,000トンのフェリーで豪華クルーズを楽しみませんか？

ランチバイキング+クルージング (定員 300人)

- 大人(中学生以上) 6,800円
- 小人(小学生) 4,600円
- 幼児(3歳以上) 2,000円
- 乳児(3歳未満) 無料

ランチバイキング時間

- 11:30~12:10
- 12:30~13:10
- 13:30~14:10

クルージング(定員 200人)

- 大人(中学生以上) 4,900円
- 小人(小学生) 3,200円
- 幼児(3歳以上) 1,500円
- 乳児(3歳未満) 無料

申込締切

4月17日(金)

問合せ・申込先

(平日) 社敦賀観光協会 ☎22-8167
(土日祝) 敦賀観光案内所 ☎21-8686

狂犬病の予防注射



- ▶対象 生後91日以上の犬(注射・登録とも)
- ▶料金 注射 2,850円 / 登録 3,000円
- ▶登録 犬は登録(1回のみ)が必要。予防注射時の登録も可能。
- ▶持ち物 料金、通知ハガキ

とき	ところ
4/21(火)	9:40~10:00 横浜集落生活改善センター
	10:20~10:30 阿曾ふれあい会館
	11:00~11:15 赤崎区民センター
4/22(水)	13:30~14:00 市立体育館
	9:40~9:50 浦底ふれあい会館
	10:10~10:20 縄間ふれあい会館
	10:50~11:10 沓見会館
	13:30~14:00 桜ヶ丘団地集会所
4/24(金)	14:20~15:00 ひばりヶ丘町会館
	9:30~10:00 三島町1丁目会館
	10:20~11:00 松原公民館
4/28(火)	13:30~14:30 粟野公民館
	9:30~10:00 山泉区会館
	10:30~10:50 疋田第2会館(元愛発児童館)
4/30(木)	11:10~11:20 杉箸診療所
	13:30~14:00 新和町会館
	9:30~9:40 葉原区公会堂
	10:00~10:30 東郷コミュニティセンター
	11:00~11:30 吉河集落生活改善センター
5/1(金)	13:30~13:50 市野々ふれあい会館
	14:10~14:40 古田刈町内公民館
	9:30~10:00 若葉町会館
	10:30~11:00 訪生野集落生活改善センター
5/1(金)	13:30~13:50 昭和町会館
	14:10~14:50 二州健康福祉センター

注射は動物病院でもできます

4月から市内すべての動物病院で、狂犬病の予防注射と同時に鑑札と注射済票の交付が受けられます。詳しくは、環境課または各病院にお問い合わせください。(動物病院でも通知ハガキをお持ちください。)

病院名	住所	電話番号
● 奥野動物病院	古田刈 67-517	☎20-1122
● 田辺獣医科病院	木崎 43-17-2	☎22-1094
● 森獣医科	本町 1-14-3	☎24-2803
● 山下動物病院敦賀分院	元町 7-17	☎25-5319

問合せ 環境課 ☎22-8121



ペットのマナーは あなたのマナー

近年、ペットを飼う方が増えている一方で、心ない飼い主によるペットの遺棄やふん尿の放置、近隣のトラブルなど、多くの問題が発生しています。ペットのマナーはあなたのマナーです。動物が苦手な人からも理解が得られ、みんなが快適に過ごせるよう、マナーを守ってペットを飼いましょう。

途中で捨てないで

ペットを飼うということは、そのペットの生涯に責任を持つことです。飼う前から正しい飼い方の知識をもち、途中で捨てずに、最後まで家族の一員として面倒を見てください。

フンの後始末をしつかり

フンを放っておくのは迷惑行為です。散歩のときは、紙やビニール袋など、必ずフンをとる用具を持っていき、後始末をしてください。

所有者を明らかにして

盗難や迷い犬、迷い猫を防ぐために、飼っている動物が自分のものであることを示す首輪をつけてください。迷い犬、迷い猫になった場合には、敦賀警察署(☎25-0110)、または二州健康福祉センター(☎22-3747)にご連絡してください。

感染症の知識を持って

感染症は動物の寿命を縮めるだけでなく、人間うつるものもあります。正しい知識で感染症を予防してください。また、生後九十一日以上の飼い犬には、毎年狂犬病予防注射(左表)が義務付けられていますので、必ず受けてください。

むやみに繁殖させないで

家で飼えない、もらい手がないなどの理由で、毎年何万頭もの犬や猫が処分されています。生まれるすべての命に責任が持たないのであれば、避妊去勢手術などの繁殖措置を行ってください。

どうしても ペットが 飼えなくなったら...

飼い主の都合でペットを飼えなくなったときは最低限の責任として、きちんと飼える人に譲るようにしましょう。それでも譲る人が見つからない場合は二州健康福祉センターにご相談ください。

ごーも...

